

# 橋本市地域防災計画

～ 修正の概要（令和8年2月） ～

## 計画の目的と防災ビジョン

### 1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第42条の規定に基づき、橋本市防災会議が作成する災害対策全般にわたる基本的な計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画であり、右のように本編と資料編をもって構成するものです。

橋本市地域防災計画

#### 本編

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 地震災害応急対策計画
- 第4編 風水害等災害応急対策計画
- 第5編 災害復旧計画・復興計画
- 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 資料編

### 2. 防災ビジョンの基本目標

#### 【防災の目的】

あらゆる災害から、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護すること

#### 【防災ビジョン】

防災ビジョンは、市における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するための、防災に関する基本的目標となるものであり、防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策及びビジョン達成への視点は、次のとおりです。

#### 《基本的目標》

どんな災害にも安心できるまち  
いつどんな災害が起こっても対処できる人  
災害に対し、迅速に対応できる体制

#### 《基本的施策》

災害に強いまちづくり  
災害に即応できるひとづくり  
災害に強い体制づくり

#### 《ビジョン達成への視点》

長期的展望に立つ。	あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
短期の成果（形式的成果）だけにこだわらず、着実な前進を続ける。	危機管理体制を官民共に徹底させる。
官民の合意形成と協働活動を目指す。	

# 令和7年度修正のポイント

## 1. 橋本市地域防災計画の修正の背景と方針

現行計画（平成28年度改訂版）について、重点的に見直す事項を把握するとともに、現行計画策定以降に改正された法令・計画等に留意し、改訂方針は以下のとおりです。

### <橋本市地域防災計画（現行計画：平成28年度改訂版）>

#### <国・県・市の動向（平成29年4月以降）>

##### ○国の主な動向

- 災害対策基本法、水防法等、防災関連法令の改正
- 防災基本計画の修正（H29年度以降、毎年修正）
- 防災に関するガイドライン等の策定・改定
- 近年発生した大規模災害（能登半島地震等）による教訓・課題対応 等

##### ○和歌山県の動向

- 和歌山県地域防災計画の修正
- 関連計画・指針等の策定・改定（和歌山県広域受援計画 [R6.6]、ドローンを活用した防災・減災対策に係るガイドライン [R6.3]、県住宅・建築物耐震改修促進計画 [R5.1 改定]、県水防計画 [年度毎に改定] 等）
- 関西防災・減災プラン（関西広域連合）の改定（R2、R4、R6） 等

##### ○橋本市の動向

- 関連計画の策定・改定（国土強靱化地域計画、災害備蓄計画 等）
- 関連マニュアルの作成（職員初動体制マニュアル [R5.2]、拠点避難所運営マニュアル [R5.2]）
- 本市を取り巻く社会情勢の変化、地震被害想定調査
- 本市の組織体制・事務分掌の変更 等

### <橋本市地域防災計画（令和7年度修正版） 修正方針>

- ① 近年改正された法律・計画等との整合  
（災害対策基本法・水防法・土砂災害防止法等の関連法令、防災基本計画、防災に関するガイドライン等）
- ② 和歌山県地域防災計画（最新版）及び関連計画・指針等との整合
- ③ 市の防災関連計画（国土強靱化地域計画等）、災害対応マニュアルとの整合
- ④ 近年発生した大規模災害の教訓・課題等の反映
- ⑤ 最新の橋本市の組織体制、事務分掌との整合
- ⑥ 庁内各課・防災関係機関・防災会議委員の意見の反映

## 2. 橋本市地域防災計画（修正版）の主な修正内容

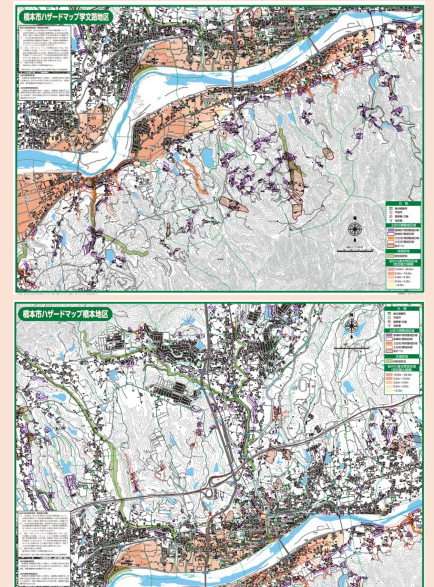
### ① 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 避難指示等の具体的な発令基準や具体的な発令区域・タイミング等、警戒避難体制の計画・確立（避難指示等の発令時における気象防災アドバイザー等の専門家の技術的助言等の活用を含む）
- 災害応急対策従事者の安全確保
- 災害が発生するおそれがある段階等での広域避難の実施に向けた取組み（自治体間における協議、自治体・運送事業者等との協定締結等）
- 防災マップ、マイタイムライン等の地域住民への周知徹底
- 安否不明者についての積極的な情報収集、県と連携した氏名公表等による救助活動の効率化・円滑化
- 災害ケースマネジメント（各被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）等の被災者支援の仕組みの整備



### ② 水害（洪水・内水）、土砂災害防止対策の推進

- 適切な避難行動を促す情報伝達
- 洪水予報河川・水位周知河川に対する市による避難指示等の発令基準の設定
- 土砂災害警戒区域における避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等の追加
- アンダーパス部等の道路冠水を防止するための、排水施設・排水設備の補修等の推進
- 危険が確認された盛土箇所における防災対策の実施協力
- 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の考え方の追加（紀の川流域治水協議会による流域全体で実施する総合的かつ多層的な対策[令和3年3月、紀の川水系流域治水プロジェクトを策定・公表]との整合）



### ③ 災害廃棄物対策の対応

- 大規模災害時に備えた災害廃棄物処理体制の整備・強化

### ④ 地域防災力の向上と継続・発展

- 地域コミュニティを活性化するため、女性をはじめ多様な主体の参画、ボランティアのネットワーク化等の推進
- 生活再建に向けた各種支援制度の普及啓発・環境整備
- 規模の大きな連続地震・後発地震発生の可能性の啓発
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育、関係機関が参画した体験的・実践的な防災教育の推進
- 災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成



## ⑤ 避難行動要支援者等、要配慮者への支援体制の強化

- 社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結の推進
- 外国人へのサポートの推進
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用（作成時におけるデジタル技術の積極的活用、名簿情報の適正な管理を含む）
- 障害者（障害の種類や程度に応じて）が防災情報の取得や緊急通報を迅速かつ確実にけるための施策推進



## ⑥ 拠点避難所等における生活環境の向上等

- マニュアル、訓練等を通じた避難所の運営管理に必要な知識の普及
- 住民主体の運営を可能とするための配慮及びNPO等外部支援者の活用
- 避難所運営にあたり専門家との定期的な情報交換
- 災害ボランティア団体等の情報共有の場を設置するなど連携のとれた支援活動
- 拠点避難所へのWi-Fi環境の整備
- 通信障害への対応強化（再生可能エネルギーを活用した非常用電源の確保等）
- 災害時における快適なトイレ環境の整備
- 衛星通信設備や循環式の手洗い所等、新たな技術を用いた設備導入の検討
- 避難所運営における車中泊など避難所以外の避難者への対応（支援拠点の設置、物資・情報の提供等）
- 福祉避難所の指定及び公示等に係る対応
- 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止対策
- 避難所における医療的ケアを必要とする者等の要配慮者対応の充実
- 家庭動物と同行避難した被災者の適切な避難所受入れ
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- 避難所開設時における指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDの報告



## ⑦ 必要物資の供給体制の強化

- 地域内物資輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握
- 供給物資が不足した場合の調達体制の整備（都道府県や他市町村への要請体制、都道府県によるプッシュ型支援の受入体制等）
- 避難所等において供食する際、食物アレルギーへの配慮
- 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保



## ⑧ 応援・受援の体制整備

- 他都道府県等からの人的支援について、応急対策職員派遣制度の活用
- 応援職員等のためのホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊・活動場所として活用可能な施設等のリスト化



## ⑨ 新型コロナ禍を踏まえた避難所等における感染症対策の充実

- 感染症対策の観点を取り入れた防災対策
- 拠点避難所等における感染症対策の平時からの検討、実施（分散避難の実施、避難所における過密抑制、ホテル等の避難場所としての活用検討、マスク・消毒液・体温計・パーティション等の備蓄推進、自宅療養者等への対応 等）
- 被災自治体への応援職員等の感染症対策



## ⑩ 復旧・復興対策の強化

- 住宅被害認定調査に関する体制の強化
- 被災者の被害の状況や支援状況等を集約したり災台帳（被災者台帳）の作成（作成時におけるデジタル技術の積極的活用を含む）
- 賃貸型応急住宅の活用
- 復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用（技術職員の派遣を求める場合）
- 復興計画策定等による復興事前準備の推進

## ⑪ その他の修正

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応（南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき実施）
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災空間整備の推進
- 空家等に対する防災対策の実施（倒壊等の二次災害の防止）
- 災害ボランティアセンターの設置予定場所の明記。災害ボランティアセンター運営機関（市社会福祉協議会等）との役割分担等の明確化
- 大規模災害時において道路啓開等を迅速に行うための道路啓開計画の策定（道路管理者と関係機関の連携による）
- 被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備（車両や資機材の小型・軽量化等）
- ドローン等を活用した孤立集落等への輸送手段の確保
- 必要に応じた災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請
- 岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた林野火災対策内容の修正

## ⑫ 国、県、市及び関係機関における組織・機構改変に伴う名称変更等の修正

- 本市の組織機構改変による修正
- 国、県における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更による修正

橋本市地域防災計画 修正の概要 令和8年2月

〒648-8585

和歌山県橋本市東家1-1-1 橋本市 危機管理室

TEL:0736-33-1111 FAX:0736-26-4550

E-mail:bousai@city.hashimoto.lg.jp